

答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく保護変更決定処分の取消しを求める審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が請求人に対して、令和5年9月20日付けの保護変更決定通知書により行った、一時扶助として医療移送費300円を支給する旨の保護変更決定処分（以下「本件処分」という。）について、その取消しを求めるものである。

第3 請求人の主張の要旨

請求人は、おおむね次のことから、本件処分は違法・不当であると主張している。

1 令和5年8月10日の経路

請求人は、〇〇病院を15時34分に受診し、会計処理を待つ時間がなかったので、検査の予約をしていた〇〇へ16時56分に行った、検査終了後に〇〇病院に戻って18時8分に会計を済ませた。したがって、この日の通院経路は、自宅～〇〇（670円）――→〇〇～〇〇～〇〇（150円×2＝300円）――→自宅（670円）である。

処分庁は「2度目の受診がなく」と主張するが、請求人は、元々受診ではなく会計のために向かったと述べている。そして、これは交通費申請書を会計時に受け取るために必要な行為である。

2 令和5年8月18日の経路

請求人は、〇〇病院を受診した後に、〇〇病院へ行って受診を済ませた後、歯ブラシを買いに〇〇病院に戻ってから帰宅した。したがって、この日の通院経路は、自宅～〇〇（670円）――→〇〇～〇〇～〇〇（150円×2＝300円）――→自宅（670円）である。

処分庁は、当該区間の実績がない旨主張するが、請求人は、〇〇病院受診後に〇〇病院を受診している。また、〇〇病院で購入した歯ブラシは、市中の薬局にない医療用歯ブラシで医者で購入するよう言われていたものである。

第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項の規定を適用して、棄却すべきである。

第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
令和 6年11月11日	諮問
令和 7年 1月24日	審議（第96回第2部会）
令和 7年 2月25日	審議（第97回第2部会）

第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

1 法令等の定め

(1) 保護の補足性・基準

法4条1項は、保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われるとし、法8条1項は、保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとするとしている。これを踏まえ、保護費は、厚生労働大臣が定めた「生活保護法による保護の基準」（昭和38年4月1日厚生省告示第158号。以下「保護基準」という。）に従って、要保護者各々について具体的に決定される。

(2) 保護の種類及び医療移送費

法11条1項は、保護の種類として、医療扶助等を規定している。

このうち医療扶助について、法15条は、医療扶助は、困窮のため

最低限度の生活を維持することのできない者に対して、同条各号に掲げる事項の範囲内において行われるとし、その事項の1つとして、「移送」（同条6号）を挙げている。

そして、保護基準別表第4・医療扶助基準4によれば、移送費は、「移送に必要な最小限度の額」とされている。

(3) 医療に係る移送についての給付

地方自治法245条の9第1項及び3項の規定に基づく法の処理基準である「生活保護法による医療扶助運営要領について」（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）第3・9・(1)は、その給付方針として、移送の給付については、個別にその内容を審査し、同・(2)に掲げる範囲の移送について給付を行うものとしている。また、給付については、療養に必要な最小限度の日数に限り、傷病等の状態に応じて経済的かつ合理的な経路及び交通手段によって行うものであることとしている。

同・(2)が定める給付の範囲としては、同・アに、「医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合」を挙げる。

(4) 申請による保護の変更

法24条3項は、保護の実施機関は、保護の開始の申請があったときは、保護の要否、種類、程度及び方法を決定し、申請者に対して書面をもって、これを通知しなければならないとし、同条4項は、その書面には、決定の理由を付さなければならないとしている。

そして、同条9項は、同条1項から7項までの規定は、保護の変更の申請について準用するとしている。

2 本件処分についての検討

これを本件についてみると、処分庁は、本件各申請のうち、令和5年8月10日における〇〇病院及び〇〇の経路について、本件各回答書から、請求人が〇〇病院を受診後に〇〇を受診したものとして、別件処分において〇〇病院の同日の医療移送費を支給していたことから（〇〇⇔〇〇180円×2＝360円）、〇〇病院から〇〇に行く経路（〇〇⇒〇〇150円）のみの医療移送費を支給したことが認められる（〇〇から〇〇までの交通費は片道180円であり、別件処分において〇〇から〇〇までの医療移送費として支給済みの額と同額である。）。

同様に、同月 18 日における〇〇病院及び〇〇病院の経路についても、本件各回答書から、請求人が〇〇病院を受診後に〇〇病院を受診したものとして、別件処分において〇〇病院の同日の医療移送費を支給していたことから、〇〇病院から〇〇病院に行く経路（〇〇⇒〇〇 150 円）のみの医療移送費を支給したことが認められる（〇〇から〇〇までの交通費は片道 180 円であり、別件処分において〇〇から〇〇までの医療移送費として支給済みの額と同額である。）。

医療移送費については、医療機関に電車・バス等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合とされていることからすれば（上記 1・(3)）、処分庁の上記判断に不合理な点は認められない。

以上によれば、本件処分は、上記 1 の法令等の定めに従った適正なものといえることができ、違法又は不当な点は認められない。

3 請求人の主張についての検討

(1) 請求人は、第 3・1 のとおり、令和 5 年 8 月 10 日は、〇〇病院受診後、会計処理を待つ時間がなかったため、〇〇へ検査に行き、検査終了後に〇〇病院に戻って会計を済ませた、これは交通費申請書を会計時に受け取るために必要な行為である旨を主張する。

しかし、医療移送費は、医療機関に電車等により受診する場合で、当該受診に係る交通費が必要な場合とされているところ（1・(3)）、請求人が主張するような〇〇病院に戻ったことを確認できる資料がないことに加え、仮に〇〇病院に戻ったとしても、会計のみで受診しなかったとの主張からすれば、当該経路について医療移送費を認めなかった処分庁の判断に違法又は不当な点があるということとはできない。

(2) 請求人は、第 3・2 のとおり、令和 5 年 8 月 18 日は、〇〇病院と〇〇病院を受診後、歯ブラシを買いに〇〇病院に戻ってから帰宅した、当該歯ブラシは市中の薬局にない医療用歯ブラシで医者に購入するよう言われていた旨主張する。

しかし、上記(1)と同様、〇〇病院に戻ったことを確認できる資料がないことに加え、仮に〇〇病院に戻ったとしても、歯ブラシの購入のみで受診しなかったとの主張からすれば、当該経路について医療移送費を認めなかった処分庁の判断に違法又は不当な点があるということとはできない。

(3) 以上によれば、請求人の主張はいずれも採用することはできない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討

その他、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申を行った委員の氏名)

後藤真理子、筑紫圭一、中村知己